


一般質問通告書

次のとおり、質問したいので通告します。

令和3年 2月9日

山北町議会議長 府川 輝夫 殿

受付番号	第4号	質問議員	2番	山崎 政司 
件名	1. テレワークに伴う移住希望者誘致の強化を 2. 透間地区の砂利採取跡地利用計画の早期策定を			
要 旨				
<p>1. 昨年、新型コロナウイルス感染拡大に伴いテレワーク移住希望者を山北町に誘致し定住人口増加に繋げるべく質問をしました。町側よりあらゆるツールを活用しPRに努めるとの心強い回答を得ました。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大は、昨年秋以降再び感染者が増加し、1月7日には、昨年につき1都3県に緊急事態宣言が出され、1月13日には引き続き2府5県に追加宣言が出されました。</p> <p>当初は2月7日迄としていた期限ですが、新型コロナウイルス感染者数に減少が見られないことなどから、政府は1か月間延長することを発表しました。</p> <p>この度の、緊急事態宣言において政府は、企業に対し70%程度のテレワークの導入を要請しました。</p> <p>そこで、質問します。</p> <p>(1) 昨年、一般質問した「テレワーク移住希望者の受入れ対策について」その後の取り組み状況と成果は。</p> <p>(2) 今後、山北町としてどのような取り組みを計画しているのか。</p> <p>2. 現在、山北町川西字透間地区において、約88haに及ぶ広大な土地で砂利採取事業が行われています。</p> <p>砂利採取事業完了までには、長い年月を必要としますが、広大な跡地について、企業の進出や住宅等の建設を促す為には、早期に土地利用計画を策定し公表することが必要と思います。</p> <p>また、町では全国唯一の砂利採取税条例を設け、町の税収の一役を担っていますが、令和4年3月をもって条例の期限を迎えようとしています。</p>				

そこで質問します。

- (1) 砂利採取跡地利用計画を関係機関との調整を含めどのように進めているのか。
- (2) 砂利採取税条例は、課税期間を5年毎に更新し現在に至っていますが、現期限を迎えた後は、どのように取り扱う考えか。